

ECOBx利用規約 新旧対照表

改定前（2024年9月1日まで）	改定後（2024年9月2日から）
第10条 （混入禁止） 利用者は、専用箱に重要文書以外のものを収納しないものとし、次のものを混入してはならないものとします。 [混入禁止品目] ビニールシート・ビニール・布製バインダー・プラスチック・プラスチックフィルム・合成紙・テープ類・その他再生処理会社で再生処理できないと判断されたもの 2. 重要文書入り専用箱の中に前項の混入禁止品目が混入されているおそれがあるときは、当社は、事前に利用者に連絡した上で、当該重要文書入り専用箱を開梱、検査することができるものとします。 3. 前項の開梱、検査により専用箱に混入禁止品目が混入していたことが判明した場合は、当社は、事前に利用者に連絡した上で、利用者から回収済みの重要文書入り専用箱を返却できるものとします。この場合、返却に要する費用は利用者の負担とします。	第10条 （混入禁止） 利用者は、専用箱に重要文書以外のものを収納しないものとし、<u>次のものは本規約において混入禁止品目として取り扱い、利用者は専用箱に混入禁止品目を収納してはならないものとします。</u> [混入禁止品目] ビニールシート・ビニール・布製バインダー・プラスチック・プラスチックフィルム・合成紙・テープ類・その他再生処理会社で再生処理できないと判断されたもの 2. <u>利用者から回収した重要文書入り専用箱の中に前項の混入禁止品目が混入されているおそれがあると当社が判断したときは、当社は、事前に利用者に連絡することを要せず、当該重要文書入り専用箱を利用者に返却することができるものとします。</u> 3. <u>前項にかかわらず、再生処理会社搬入後の再生処理工程において、混入禁止品目の混入が判明したときは、当社及び再生処理会社は、事前に利用者に連絡することを要せず、当該混入禁止品目を処分することができるものとします。</u> 4. <u>重要文書入り専用箱に混入禁止品目が混入していた場合、そのことが原因で当社に発生した負担又は損害については、利用者に請求することができるものとし、また、当社及び再生処理会社が発生した責任については、免責されるものとします。</u>